

岡山大学教育学部附属小学校 PTA 附小大好きサポーター活動 規約

第1条（名称）

名称は、『岡山大学教育学部附属小学校 PTA 附小大好きサポーター活動』（以下、「附小大好きサポーター」という。）とする。

第2条（所在地）

本活動の所在地は、岡山県岡山市中区東山二丁目 13 番 80 号とする。

第3条（目的）

本活動は、岡山大学教育学部附属小学校の保護者によるボランティア活動を通して、児童の教育環境の保全に資することを第一の目的とする。また、保護者の交流の場となり、PTA 活動への積極的参加を推進することを目的とする。

第4条（活動内容）

本活動は、第3条に定める目的に従い、下記の定める活動を行う。

- ① 清掃サポーター活動
主に校舎内、校舎付近の清掃美化
- ② 読み聞かせサポーター活動
児童への絵本等の読み聞かせ
- ③ 登下校サポーター活動
児童の登下校時の見守り
- ④ その他のサポーター活動
学校や児童の教育活動支援に関するボランティア活動

第5条（組織）

1. 本活動の統括は、執行委員会が行うものとする。

2. 本活動は、次の役員を置く。

- ① 代表 1 名
- ② 副代表 2 名

第6条（選任方法）

1. 第5条に定める代表は、PTA 会長が任務を行う。

2. 第5条に定める副代表は、PTA 副会長（男女）が任務を行う。

3. 第5条に定める役員が欠けた時は、代表が兼務する。なお、代表が欠けた時は、新たな代表が決まるまでの間、副代表がその任務を行う。

第7条（役割）

1. 代表は、本活動を代表し、本活動を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けた時は、代表に代わって、本活動を代表し、本活動を統括する。

第8条（活動年度）

本活動の活動年度は、毎年4月1日～3月31日とする。

第9条（加入要件）

本活動への参加者は、岡山大学教育学部附属小学校に在学中の児童の保護者とする。

第10条（脱退及び脱退命令）

1. 本活動への参加者は、代表に「脱退」の意思を伝えることにより、いつでも、任意に脱退することができる。また、第9条第1号（加入要件）に定める要件に抵触した場合は、なんらの意思表示をしなくても、脱退したものとする。
2. 下記に定める事由に該当した場合には、代表は、加入者を強制的に脱退させることができる。
 - ① 本活動規約に違反したとき。
 - ② 公序良俗に違反し、反社会的な行動を行ったとき。
 - ③ 上記のほか、運営上好ましくないと代表及び副代表が認めたとき。

第11条（活動費）

本活動にかかわる費用は、PTA活動費の中から支弁する。

第12条（活動報告）

年度末に当該年度の活動、及びPTA会計からの経費補助に対する収支決算を書面で下記に定める窓口を通して、執行委員会に報告するものとする。

- ① 清掃サポーター活動の窓口は、総務委員会とする。
- ② 読み聞かせサポーター活動の窓口は、文化委員会とする。
- ③ 登下校サポーター活動の窓口は、厚生委員会とする。
- ④ その他のサポーター活動の窓口は、執行委員会にて審議し決定する。

第13条（免責規定）

本活動の参加者（代表及びその他の役員を含む）は、活動に伴い生じた事故等に関するいかなる責任も負わず、各参加者の自己責任とする。

第14条（損害保険）

1. 本活動の参加者（代表及びその他の役員を含む）は、活動に伴い生じた事故等は、いかなる場合も速やかに代表に報告する義務を負う。

2. 事故によるケガ等の治療を要する場合、PTA団体保険へ保健申請を行うことができる場合がある。

第15条（規約の改定）

本活動規約の改定および本活動規約に定めのない事項については、執行委員会にて審議し決定するものとする。

附則

本活動規約は、平成29年5月11日から施行する。